

# クリーニング業務従事者講習のご案内

大分県、県下各保健所・保健部、大分市保健所

公益財団法人 大分県生活衛生営業指導センター

大分市長浜町1丁目12-3 TEL (097) 537-4858

クリーニング業務従事者は、3年に1度、都道府県知事が指定する講習を受講することが義務付けられています。大分県の場合は、全国生活衛生営業指導センターが、この講習の指定を受け、当指導センターが実施しています。今年度につきましては次のとおりご案内いたします。

なお、受講修了者については、当指導センターから大分県、県下各保健所・保健部、大分市保健所に報告することになっておりますので申し添えます。

## 《1》受講対象者

大分市保健所、東部保健所、西部保健所、国東保健部、由布保健部管内のクリーニング所又は取次所で業務に従事している方（クリーニングの免許を持たない方）で、1店舗毎に5名につき1名の割合で事業主が指名した方。

なお、同じ店舗のクリーニング師がクリーニング師研修を受講した場合は、1名につき、業務従事者5名分を受講したものと見なします。

\*注意：取次所にあつては、1店舗最低1名は、受講しなければなりません。

## 《2》講習スケジュール（通信講座）

テキスト及び添削テスト問題の送付日	添削テキスト問題の提出期限
平成29年11月上旬頃	平成29年12月15日(金)

\*クリーニング業務従事者講習は、通信講座であり、添削テキストの回答提出者で、一定水準以上の得点者に修了証書を交付します。

## 《3》受講申込

・『クリーニング業務従事者講習申込書（第2型）』に所定の項目をご記入のうえ、返信封筒に切手を貼付し、お送りください。

## 《4》受講料（テキスト代を含む）

1人 4,500円

\*申込があり次第当センターから振込票を送付します。

## 《5》受講申込期限

平成29年10月10日(火)